

# 平成28年第4回教育委員会

## 臨時会議事録

平成28年3月29日

東久留米市教育委員会

平成28年第4回教育委員会臨時会

平成28年3月29日午前10時01分開会  
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 議案第14号 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について  
(2) 議案第15号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について  
(3) 議案第17号 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について  
(4) 諸報告1  
①平成28年第1回市議会定例会について  
②第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告書について  
③東久留米市立学校適正配置等に関する保護者説明会について  
④その他
- 

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 1人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時01分)

- 直原教育長 これより平成28年第4回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席です。
- 

### ◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は名取委員にお願いします。よろしくお願いします。  
○名取委員 はい。
- 

### ◎会議の進め方

- 直原教育長 本日の会議の進め方について説明をお願いします。  
○遠藤教育総務課長 本日は議案と諸報告に人事案件があるため、公開と非公開に分けて審議を行いたいと考えています。最初に公開の会議を行い、続いて議案第16号を含め非公開の会議を行いたく、よろしくお願いします。  
○直原教育長 お諮りします。本日は人事案件が含まれているため、先に公開で人事案件以外の議案審議と報告の一部を行い、続いて非公開の人事案件等の議案審議と報告を行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのように進めさせていただきます。

---

### ◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認です。平成28年3月4日に開催した第3回定例会の議事録についてご確認いただきました。特に修正のご連絡はありませんでしたがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議事録は承認されました。

---

### ◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越係長 いらっしゃいます。  
○直原教育長 ではお入りいただきます。

(傍聴者1名入室)

---

### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議事に入ります。「議案第14号 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。  
○師岡教育部長 「議案第14号 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成28年3月29日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、教育委員会委員の議席の指定方法に係る規定を改める必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。  
○遠藤教育総務課長 東久留米市教育委員会会議規則の第4条の「委員の議席は『くじで定め

る』」を実態に合わせ、「教育長が定める」に改めるものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 直原教育長 ご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決します。「議案第14号 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について」本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第14号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 続いて、「議案第15号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

- 師岡教育部長 「議案第15号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成28年3月29日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、東久留米市事務決裁規程との整合性を図ること及び、東久留米市立図書館条例の一部改正による規定の整備等を行う必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。

- 遠藤教育総務課長 議案後半のA4サイズ横書きの新旧対照表をご覧ください。11ページにわたっています。全体的な改正内容ですが、指定合議先や分掌事務等の文言等を整理したり、市長部局の事務決裁区分について市長部局の規定との整合を図っています。

- 岡野図書館長 続いて、図書館の改正部分について説明します。平成27年第4回市議会定例会において市立図書館条例の一部改正を行い、連動して、市立図書館運営規則の一部改正も行いました。旧の規則では「館長の権限」と規定されていた条文がありましたが、それを全て「教育委員会は」と改正し、決裁権者を規定しました。特に、図書館の条例で「許可」や、利用者の権利を制限する部分については規定として明記するとし、新設しています。また、市長部局との整合性を図り加えたものもあります。

- 直原教育長 例を挙げて説明してもらえますか。

- 岡野図書館長 はい。新旧対照表の9ページをご覧ください。例えば図書館業務系の決裁規程ですが、旧では「集会室、展示コーナー等の利用に関すること。」という規定になっていましたが、条例の第13条に基づいて「集会室、視聴覚ホール、展示コーナー等の利用を許可すること。」と改めました。同様に、「集会室等の利用団体の届出を受理し、審査すること。」という形で明確に規定することにしました。続いて、10ページ中段の図書サービス系の規定部分をご覧ください。これまでは、例えば2では「図書館事業を立案し実施すること。」という大きな内容の規定になっていますが、条例では、図書館の利用の登録や貸出の停止を行う場合の権利を制限する項目を明記しましたので、そのまま規定を残しました。11ページの図書館資料の10番では「利用及び貸出しの制限に関すること。」という重要な事項について規定することにしました。旧の規定では大きく「館長が」と定めていましたが、今回の改正では誰の権限でそのことを行うのかを規定したものです。

- 直原教育長 ご質問やご意見はありますか。

- 名取委員 館長イコール課長と考えてよろしいのでしょうか。

- 岡野図書館長 そうです。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決します。「議案第15号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第15号は承認することに決しました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 次に「議案第17号 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第17号 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」、上記の議案を提出する。平成28年3月29日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、体育行事等における事故防止に努めるため、東久留米市立小・中学校における「組体操」等への対応方針を決定する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○加納指導室長 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策については、校長への通知文の読み上げにより説明とします。1枚おめくりください。「東久留米市立小・中学校の運動会における安全対策について(案)。これまで、各校においては、平成27年10月15日付、27東久教指発第805号「組体操等の演技種目における事故防止について」や校長会等での情報提供を踏まえ、運動会をはじめ(保健)体育科における授業や日常生活の中での安全確保及び児童・生徒が危険を察知し、回避する能力の育成に取り組んでいたところ。本市教育委員会としましては、市立小・中学校の実態及びスポーツ庁、東京都教育委員会の方針を受け、標記の件について今後の方針を下記のとおり定めました。

各校においては、この方針並びに別添の平成28年3月25日付スポーツ庁の事務連絡「組体操等による事故の防止について」及び平成28年3月24日付都教委通知27教指企第1540号「学校の運動会等における安全対策について」の趣旨を踏まえ、運動会等における安全対策を十分に実施するとともに、特に運動会で実施される「組体操」については、事前に保護者への十分な説明を行い、理解を得るようよろしくお願いいたします。過去、本市においても「ピラミッド」、「タワー」での骨折事故が発生したことを踏まえ、平成28年度の運動会で「組体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」、「タワー」及びこれらに類する演技種目(児童・生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童・生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など)を休止する。これらを除いた演技種目で「組体操」を実施する場合は、以下の点に留意して行うこと。(1)各校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。(2)各校においては、練習中の児童・生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。(3)各校においては、大きな事故につながる可能性がある予想される「組体操」の演技種目については、確実に安全な状態で実施できるかどうかを確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。(4)各小学校においては、「組体操」に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。(5)各校においては、段数の低い

タワーやピラミッド等（約1mの高さ）からの転落でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、別添「組体操による事故の概要」（スポーツ庁）を参考にして具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、指導する教員に周知徹底すること。2 全小・中学校においては、組体操の実施の有無に関わらず、事前に保護者に対して自校の取組について必ず説明すること。3 各校においては、代替の運動種目の選定・実施や安全対策の見直しを行った上で、それらを総合的に評価し、平成29年度以降の実施種目を検討すること。4 各校においては、「組体操」以外の種目に内在する危険性にも留意し、改めて安全対策の点検を行い、万全の対応を図るとともに、学習指導要領に定める特別活動「学校行事」のねらいを達成する観点から、各種目の必要性や妥当性についても評価を行うこと。5 上記以外の体育活動等においても、教育効果とともに次のような点に留意して児童・生徒の発達段階に応じた万全の安全対策を講じるとともに、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図ること。（1）校長の責任の下で組織的な指導体制を構築する。（2）児童・生徒の安全、事故防止の観点から計画を立て、運営・実施する。（3）児童・生徒の心身の発達段階や性別、体力、経験等を踏まえた適切な指導を行う。（4）活動内容に応じた安全対策を確実に講じ、教員による十分な安全への配慮の下、指導に当たる。（5）研修等により教員指導技術を向上させる取組を行う。（6）教員の経験値、指導力等を十分に鑑みて実施に関する計画の検討を行う。以上、スポーツ庁及び東京都教育委員会、また本市の方針についてA3判の資料にまとめていますので、続いて統括指導主事から説明します。

**○富永統括指導主事** A3判の資料の左側をご覧ください。平成28年3月25日付で、スポーツ庁から「組体操等による事故の防止について」の事務連絡がありました。過去の組体操による事故の状況を踏まえた内容となっています。中ほどに、過去の組体操による事故についてまとめています。医療費等の支給の件数から見ると全国で年間8,000件を上回っている状況です。過去には9件の死亡見舞金、92件の障害見舞金が支払われています。なお、死亡事故については組体操練習中の2件の突然死も含まれています。障害見舞金が支払われた事故ではタワーでの事故が29件、ピラミッドでの事故が14件と続いています。また、学校種別の発生状況を見ると小学校が最も多く、年間約6,300件発生し、全体の73%を占めています。詳しくは参考資料1を添付しています。6枚目からが「組体操による事故の概要」というスポーツ庁からの資料になります。詳しくは後ほどご覧ください。

A3判の資料にお戻りください。このような状況を踏まえ、スポーツ庁から事務連絡がありました。内容の概要はこのA3判資料の左側にまとめています。一つ目から読み上げさせていただきます。「児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていく必要がある。」「期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところである。実施に当たっては、活動内容に応じた下記のような安全対策を確実に講じる。」と述べられています。その中には、先ず校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること。児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと。活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどが述べられています。3点目としまして、「特に運動会等で実施される組体操については、下記の事項を踏まえた措置を講じる。」ことが述べられています。次の5点あります。1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の

状況を正確に把握し、その状況に応じて活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷したりする事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり、更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合は実施を見合わせる。4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。5. 各教育委員会においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を現場で指導する教員に周知徹底すること。

右側をご覧ください。東京都教育委員会からも、平成28年3月24日付27教指企第1540号東京都教育委員会教育長からということで、「学校の運動会等における安全対策について」の通知が来ています。こちら参考資料2として添付していますが、内容の概要についてはこのA3資料にまとめてありますので読ませていただきます。

東京都教育委員会からの通知では「区市町村教育委員会におかれては、地域の特性や学校の実情を踏まえ、学校の運動会等において、安全対策に努められるようよろしくお願い申し上げます。」ということで、○の二つ目に「都立学校の学校行事における安全対策について」、このような通知を出したということで参考としてこちらも届いています。1. 学校行事で「組体操」を実施している場合、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、平成28年度は原則として休止することとする。東京都教育委員会は、今後、代替の運動種目の選定・実施や安全対策の見直しを行った上で、それらを総合的に評価し、次年度以降の実施種目を検討する。2. 学校においては、学校行事で実施する他の種目に内在する危険性に留意し、改めて安全対策の点検を行い、万全の対応を図るとともに、学習指導要領に定める特別活動「学校行事」のねらいを達成する観点から、各種目の必要性や妥当性についても評価を行う。3. 上記以外の体育的活動においても、万全の安全対策を講じるとともに、児童・生徒等の発達段階に応じた安全指導等により、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図る。ということで、都立学校に出した通知についても添付されていました。

また、東京都内の小学校、中学校、高等学校の運動会の組体操等においては発生した事故件数についても毎年約750件前後で推移していること。その内訳としては小学校で563件、中学校では146件、高等学校では19件という情報も提供されていました。詳しくは、本日添付しました参考資料2及び東京都教育委員会のホームページにもアップされていると重なる部分ではありますが、そういったものがあります。また、このスポーツ庁及び東京都教育委員会の事務連絡並びに通知を受け、東久留米市教育委員会として、先ほど室長からも述べさせていただいた通知を発出したいと考えています。

- 直原教育長 という内容ですが、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。
- 尾関委員 東久留米市でも実際に骨折事故が過去5年間で2件あったということですが、具体的に言える範囲で内容を教えてください。
- 加納指導室長 過去5年間のピラミッドとタワーにおける骨折事故ですが、小学校で1件、

中学校で1件起きています。どちらも転落による腕の骨折事故です。

- 尾関委員 通達によると小・中学校では休止することですが、それでもやるという小・中学校はないと考えてよろしいのでしょうか。
- 加納指導室長 この通知文は、組体操そのものについて休止を打ち出しているものではありません。ピラミッド、タワー、また、それに類するような危険な技について休止をして検討していくということです。学校の中には、安全確保に努め、組体操を実施する学校もあると思います。ただし、全学校において組体操を実施したとしても、ピラミッド、タワー等に類する技については休止ということです。この通知により徹底していきます。
- 尾関委員 分かりました。
- 細田委員 ピラミッドとタワーのことがいろいろ書いてありますが、そのほかにも、例えば綱引きで腕が抜けてしまうといった事故があります。今のお子さんを見ていると、骨や腰のあまり成長していないことがとても心配です。そういう点はどうでしょうか。ほかの種目でケガをしたとかの事例があれば伺います。
- 加納指導室長 組体操以外の種目についても、ケガをする危険性があります。今回の通知文の4点では「組体操以外の種目に内在する危険性にも留意して、改めて安全対策や点検を行う」ということです。また、5番として「上記以外の体育活動等においても」、つまりふだんの体育の授業や運動部の部活動などにおいても、児童生徒の発達段階をきちんと踏まえて指導を行っていくこと。しかし、それだけではなく、最後の（5）番と（6）番に書いてありますが「教員の指導力」が必要です。前年度に行っていたからといってそれを行うのではなく、児童生徒の状況、その教員の指導力ということも踏まえて指導計画を立てていくように通知します。
- 細田委員 運動会が終わった後に、こういうことでケガをしたといった報告は全て上がってくるのでしょうか。
- 加納指導室長 病院に行くような大きなケガについては運動会が終わった後というよりも、そのケガが発生した直後に指導室に伝えられます。擦り傷や打撲などの保健室で処置が可能なケガについては、特に指導室に報告はありません。
- 細川委員 1mの高さから落ちてケガはします。どんな高さから落ちて、手をついただけでも手のつき方によっては骨折することもあると思います。学校によってタワー、ピラミッドを禁止するというのですが、「これはタワーになるのか？」という質問も、学校から出てくると思います。説明するときには、図をもって分かりやすく説明していただきたいと思います。今後、保護者にはどのように説明していくつもりですか。
- 加納指導室長 本日、この通知文を決定していただきましたら、すぐに学校に発出したいと思っています。学校によっては春休み中に運動会の種目等を検討するところもありますので、できるだけ早く通知したいと思っています。その後、4月当初の校長会で再度この通知について説明します。保護者に対しては、4月当初に各学校で保護者会が計画されていますので、その保護者会の中で必ず説明するように校長会等で通知していきます。
- 細川委員 今回はピラミッドやタワーを中止するというのですが、学校で行う種目の中には騎馬戦があり、1m以上の高さになる場合もあります。学校の先生が前で支えてあげたりすることが必要だと思います。種目によっては4番に全て入りますが、あとは学校が決めても良いですよということよろしいのですか。



- 加納指導室長 委員がおっしゃるとおり、組体操のタワーやピラミッドに注目されている状況ですが、当然、騎馬戦や綱引き等の種目についても危険性は考えられます。そうしたところの安全対策を整えた上でどの種目も実施していくことを徹底していきたいと考えています。
- 直原教育長 いずれにしてもこれだけ社会的に問題になっているので、保護者は自分の子どもが通う学校はどうなるのか心配されているはずです。その中には、やってほしいけれども心配だという方も多いのではないかと思います。今後は各学校で丁寧に説明していくことが必要だと思います。ほかによろしいでしょうか。それでは質疑を終わり、採決します。「議案第17号 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第17号は承認することに決しました。

### ◎諸報告1

- 直原教育長 諸報告に入ります。「①平成28年第1回市議会定例会について」、説明をお願いします。
- 師岡教育部長 平成28年第1回市議会定例会について報告します。本日、資料として4点用意しています。1点目として、議案第1号から第38号まで、裏に請願第1号から第13号まで書いてある一覧表と議案第23号の条例案。2点目として、第1回定例会の一般質問の答弁概要。3点目として、平成28年度東久留米市一般会計補正予算に対する修正案と付帯決議案。4点目として、「議案第39号 東久留米市特別職の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」です。

資料はありませんが、今議会の日程は3月3日から3月28日までとなり当初の予定よりも1日増え、27日間の会期で開催されました。一般質問と常任委員会等は当初の予定どおり実施され、予算特別委員会は当初5日間の予定でしたが審議が長引いたことから1日延長して6日間となっています。

次に、本会議初日に行われました平成28年度の施政方針については、3月4日の教育委員会でご報告した内容のとおりでした。

次に、提出議案です。先ほどの資料をご覧ください。議案第1号から38号までの38議案が提出されましたが、教育委員会に関係したのは「議案第23号 東久留米市文化財保護条例の一部を改正する条例」です。これは市の文化財の指定、現状変更解除に当たって旧跡についてはこれまでよりも手続きを簡略するもので、これまで同意が必要だったものを告示とし、許可が必要だったものを許可は不要としたというものです。こちらは文教委員会で審議され全員賛成で可決、その後の本会議でも全員賛成で可決されました。

次に、「28請願第12号 上の原開発計画についての保護者説明会開催を求める請願」ですが、この内容は、一つ目として、上の原土地利用構想整備計画が進む中で、東中学校の周辺環境が変わることを明記した説明会通知を配布した上で説明会を開催すること。二つ目として、今後、東中学校に通うことになる第六小学校と神宝小学校の保護者に、この計画内容等の説明会を開催してほしいという内容です。文教委員会の審議の中ではこれまでの説明会などの状況や今後の説明会の予定、また、学校だよりを利用した情報提供の提案などをいただいた後に採決したところ可否同数となり、委員長採決で不採択となりました。また、そ

の後の本会議においても賛成少数で不採択となっています。

続いて、一般質問の答弁概要をご覧ください。議長を除く21人の議員から質問が出され、教育委員会関連では14人の方から質問がありました。主な内容をご紹介します。3番の島崎清二議員からは通学路の安全対策についてということで、朝の通学時間帯には保護者や地域など多くの児童を見守る目があるが、下校時、特に冬は日暮れも早く、通学路が暗くなるときもあり、防犯上の心配もあるのではないかとということで、さらなる見守りの充実を求めて教育委員会の見解を伺うということでした。これに対しては、児童の下校時、季節によっては通学路が暗くなってしまうこともあり、現在、学校ごとに保護者、自治会、老人会など多くの地域の皆様に登下校の見守りをいただいている。下校時の見守りは学年によって下校時間が違うこともあり、長時間になりがちであるため難しい面もあるが、学校を通じてさらに保護者にご協力をお願いできないか検討していくという答弁をしました。また、再質問の中で、28年度予算で通学路への防犯カメラ設置事業が含まれているが、このカメラの活用をすることで地域の防犯力を強化していただきたいということに対しては、通学路への防犯カメラの設置は地域の見守りを補完するものであり、東京都の補助金を活用して今後3年間で全小学校に配置していく予定であるという答弁をしています。小・中学校の運動会については、組体操の関係などでどのような安全配慮を行っているのかというご質問がありました。この時点では、市教育委員会では国や都の検討結果を踏まえて安全の確保に引き続き努めていくという答弁をしましたが、その後、先ほどの指導室長からの説明があり、採決いただいたような内容となっています。4番の小山議員からは、オリンピック・パラリンピックの対応についてということで、質問最後の、子どもたちの国際理解、国際親善を進めるためにボランティアなどに積極的に参加してほしいというご要望に対しては、「学校教育の中では3点に取り組んでいく必要があると考えている」ということで、一つ目は、小学校における外国語活動や中学校の英語の授業を通して、英語を使って積極的にコミュニケーションをとれるようにすること。二つ目としては、本市でも来年度から一部先取りを実施する「特別の教科 道徳」などを中心にして、学校生活全体の中で、「親切、思いやり」「相互理解、寛容」「公共の精神」等の道徳的価値について児童・生徒に育むことである。三つ目として、来年度から全小・中学校が指定されるオリンピック・パラリンピック教育推進校の取り組みとして、国際理解を推進していくこと、といった答弁をしています。間宮議員からは、「東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書」が2月5日の教育委員会で報告された。一つ目として、この報告書をもって下里小学校の閉校が決定なのか。二つ目として、3月6日の保護者説明会はどのような説明会だったのかというご質問をいただいています。一つ目に対しては、「東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書」は、平成14年の策定した「東久留米市立学校再編成計画」を文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」及び、最新の児童推計に照らして教育委員会事務局が検証した結果の報告書である。これをもって下里小学校の第十小学校への統合を決定したというのではなく、年度あけに地域懇談会を開催し、保護者や地域の意見を伺い、理解を得ながら、実施計画の策定等へ向けた話し合いを進めていくという答弁をしています。二つ目の保護者説明会の内容については、後ほど担当課長から説明します。6ページをご覧ください。白石議員の質問は図書館関係です。市政の歴史や町の歴史を蓄積する事業は今後の市史編纂の基礎となる点でも、中央図書館の基幹的役割であると考えているが、市の見解を伺うというこ

とです。図書館については、東久留米市教育振興基本計画において「歴史的な行財政資料・地域資料の収集」を基本施策としており、町の歴史の保存と次代への継承は図書館の重要な役割と認識している。計画では「文化財担当と連携を図り、歴史的文書の保存を研究し、町の歴史を保存する役割を推進します」としている。今後も、市が刊行する行政資料や地域の発行物、記録等の収集を継続しながら、歴史的公文書の保存や市史編纂への準備について、総務課、生涯学習課と連携して研究していく、といった答弁をしています。このほかたくさん質問をいただいておりますが、後ほどご覧いただければと思います。

また、今議会でお知らせする事項について、2点申し上げます。1点目は28年度予算についてです。予算特別委員会の中で、ごみ対策庁舎建設建て替えに伴う基礎実施設計委託費2,400万円削除し、同額を財政調整基金に積み立てるよう修正案が提出されています。資料を添付していますが、こちらがその修正案と付帯決議です。3月25日の審議の結果、付帯決議案とともに可決され予算総額に変更はなく、予算特別委員会を通りました。そして、昨日の本会議においても付帯決議とともに賛成多数で可決されています。2点目は、平成27年度の一般廃棄物処理計画及び再利用計画の告示行為がなされていないことが今議会で判明しました。告示は条例において義務づけされたものであり、これを怠ったことに対して議会最終日28日に市長から、市民の皆様や議会にご迷惑をおかけしたとして陳謝がなされました。また、自らの責任を明らかにするとして、4月の市長給料を10%減給する追加議案が提出され、全員賛成で可決されました。以上です。

○直原教育長 ご質問等がありますか。なければ次の報告の「②第二次東久留米市図書館のあり方に関する検討委員会報告書について」をお願いします。

○岡野図書館長 「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会の報告書」がまとまりましたので報告します。報告書をご覧ください。本検討委員会は東久留米市教育振興基本計画の策定を受け、今後の中長期的な図書館事業のあり方を検討することにより、市の生涯学習社会の構築に寄与するため設置されています。検討内容は図書館のサービスに関する事、図書館の運営に関する事についてです。目次をご覧ください。第1章では、平成24年2月に「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」を作成しており、これに基づいて平成25年度から図書館サービスの拡充と運営方法の変更を行っています。それについての2年間の成果の検証と、図書館の現状と課題について検討しています。それを受け、第2章で「図書館の将来像と新たな運営」ということで、先に向かう提案をしています。

内容について簡単に説明します。第1章では平成24年2月の検討委員会の報告の内容を置いています。その中で、新たな図書館運営の方向性として、中央図書館の運営については、市が行う事業を中心に行政自らが運営すべき仕事をやっていくことと、専門性を上げていくことを提案しています。また、地区館については市民の身近な課題解決や読書のための施設として、地域に根差した運営を行うことにより利用者の要望に即応できる柔軟な運営が期待できるということで、指定管理者制度を導入することを基本と考えると提案しています。それに基づいて、平成25年度からサービスの拡大と運営方法の変更を行っています。その中でサービスの拡大はどうだったのか、また、指定管理者の導入による地区館の運営はどうだったのか、そして中央図書館の専門性の向上についてはどうだったかということをも第1章の2の項目で検証を行っています。全体としては、サービスの拡充を行い、さらに地区館においては指定管理者を導入したことにより効果が上がっているという内容になっています。続

いて5ページをご覧ください。中央図書館についても、中央図書館に市の職員を集中して配置することにより市が責任ある体制で行い、専門業務の向上が図られたことを書いています。7ページからは「図書館の現状と課題」を利用状況、資料、施設、職員、市民協働、経費について検討しています。この中では、図書館の利用が伸び悩んでいること（貸出は伸びているが登録率が伸び悩んでいる）、また、蔵書数が他の自治体やあるいは文科省が示している「図書館の設置及び運営に関する望ましい基準」に比べて少ないこと、施設が老朽化していること、職員については正規の司書職が定年退職を迎える等の課題を挙げています。経費については、11ページをご覧ください。先ほど来、サービスの拡充をして成果が上がっていると報告していますが、それにつれてランニングコストが向上しているという結果になっています。この報告書の中では登録率の減少や蔵書数の不足、施設の老朽化、司書の退職などの職員体制、サービスの拡充とコストバランスなどについて課題があると挙げています。12ページからは「図書館の将来像と新たな運営」ということで、今後の見通しについて提案しています。第2章では、第1次の報告の後に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が、今の社会状況の変化あるいは図書館に期待される役割の変化ということで、文科省が10年以上ぶりに全面改定をして告示したものであり、将来的なサービスあるいは今の課題を考えるとときに必要な視点ということで、「望ましい基準」を置いています。13ページの下段になりますが、その上で、本市の新しい図書館像として六つの方向性を整理しています。1番目が「市民の課題解決に役立つ図書館」、2番目が「市政やまちづくりを支援する図書館」、3番目が「文化拠点としての図書館」、4番目が「東久留米の歴史と文化を継承する図書館」、5番目が「子ども読書活動の中軸となる図書館」、6番目が「出会いと交流の場としての図書館」という将来像を置き、16ページから「図書館運営についての提案」を置いています。

検討委員会の中では、これらの課題を解決し、新たな図書館像を実現していくためにどのような運営方法をしていけば良いのかを検討してきました。その前提として、最初の報告にもあったように、市がどうしてもやるべき仕事、市が果たすべき責任があるということで、現状では中央図書館と地区館の役割を分けて運営していますが、その中でさらに検討を進め、先ずは市の果たすべき責任や事業を考えました。その上で、成果があった民間活力を導入していくということで、第1章での検証の結果から民間事業者の導入を視野に入れ、検討を行いました。市が行う必要のある業務と市が行うことに効果のある業務を検討し、民間活力の導入については、中央図書館に民間事業者を導入する場合に、業務委託と指定管理者の二つの手法について、それぞれの長所と短所の比較検討を行いました。その結果、いずれにも利点と欠点があり、今後さらに検討を進める必要があるとしています。今後の図書館の運営に当たっては必要な業務に市の責任体制を保ちつつ、民間活力も利用しながら、また、現在持っている市民ボランティアなどの財産を大事に継続して運営していくとしています。そのため、市の職員の必要な配置や組織の継続も必要であるとしています。最後に、19ページになりますが、サービスの拡充によって総コストが上がっているということもありますので、今後の持続可能な運営ということでは総コストを抑制しつつ、費用対効果の低いサービスは精査し、必要な新規事業に取り組む方向で事業計画を構築していくとしています。今後についてはこれをもとに、来年度以降に財政健全経営実行プランや長期総合計画の後期計画に沿い、具体的な方針や計画を今後調査、検討していくことになると考えています。

○直原教育長 ご質問等はいかがでしょう。

○名取委員 何度も言っていますが、私は長年にわたり本市の図書館を利用していますので、この変遷については利用者として身をもって感じています。最近、本当に中央図書館は頑張っていると思っています。司令塔としての中央図書館がどんどん素晴らしい業績を上げているので、地区館も回っているのだと思います。17ページの業務委託の短所と指定管理者の短所のところについては言われるとおりだと思います。これから世の中のIT化が進み人工頭脳が出てきて、人間は一体何ができるのかというときに、残された人間は何の能力を發揮していかなければいけないのか。それが日本をはじめ人類の課題になるときに、図書館というのは知の集合で全て詰まっている。その中からきっと未来が生まれてくると思います。ですから、今のようにどんどん新しいアイデアで図書館の活性化を進めておられることは、それが一つの推進役になっていると思います。それがあからこそ、地区館もちゃんと業績が伸びていると思いますので、今の中央図書館の任務を益々拡大していただきたいと思います。そのときに心配なのが予算のことです。仕事をするとお金がかかります。仕事をもっともっとしてくださいというお願いとともに、費用も抑制してくださいということもお願いすることになるので、これは知恵と工夫が益々必要になると思います。その辺も含めて期待させていただきます。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょう。

○岡野図書館長 図書館の資料に誤りがありましたので訂正させていただきます。あり方の報告書の1ページの目次ですが、第1章の4「図書館をとりまく社会環境の変化～「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」」とありますが、これは第2章の2に入る部分でした。内容についての誤りはありません。

○名取委員 一番気になるのは、8ページにある図書館占有延べ床面積と蔵書数の不足のところですが、全国規模の基準にも達していないし、まして、多摩地区26市平均の6割ぐらしか達成していません。これは東久留米市が見劣りしているところですが、将来的にどのようにされるかについてお考えがあれば伺います。

○岡野図書館長 私どもも再三にわたり予算要求のときに財政当局に説明しています。現状では中央図書館と地区館3館については下の表をご覧くださいと分かるのですが、この何十年間かの中で、施設を増やすことによって最初は蔵書が増えてきました。ただし、平成26年の46万冊という時点において、今後は施設そのものを増やす計画はありません。ですので、今持っている施設の中で何とか充実を図っていくことになろうかと思っています。そこで、この報告書の中でも、収容スペースの不足を解消するために中央図書館に書架を増設しているが、あと数万冊分の増設で限界としています。ここ何年間かはずっと中央図書館の書庫を増やしていくことや、開架室にも少しずつ棚を増やすなどを行って書架の増設を図っています。さらに、作業スペース等を改善しながら、もう少し書庫を増やすことが可能かと考えていますが、現行の市の計画の中ではこういうことで精一杯だと考えています。ですので、今後は図書館の役割の変更に伴い、例えば、今後研究していくと言っている市の行政資料やか歴史的な公文書のバックアップといったことを担っていくのかどうかで違いがあると思いますし、現状では計画はないということですが、施設をどこか別に造るのかどうかということもあると思います。また、4番目の資料の電子化の検討も実際はまだ進んでいませんので、現在、本で提供しているものを電子情報で提供していけば、そのスペースは少なく済むというこ

ともあります。このように計画のない中ではありますが、何とか改善していきたいと考えています。見込みとしては50万冊まではいけるかとは思っていますが、実際の見通しは市としては持っていないのが現状です。

○直原教育長 ほかにご意見はありませんか。これについては引き続き28年度も検討を継続していきたいと思っています。続いて、報告事項の③学校適正配置等に関する保護者説明会についての説明をお願いします。

○傳学務課長 「学校適正配置等に関する検討委員会報告書」の下里小学校保護者説明会について、説明します。3月6日の日曜日午後1時半から3時まで、下里小学校体育館において、下里小学校の保護者、新1年生の保護者、学校評議員の方を対象に説明会を開催しました。新1年生の保護者3名を含め、全部で41名の参加がありました。教育委員会からは教育長、教育部長、学務課長と学務課の職員が説明してきました。冒頭、教育長から、この説明会の趣旨を説明していただいた後、学務課長が報告書の内容を説明し、参加者からご意見をいただきました。保護者からいただいた意見の主なものは、今回の保護者会では下里小学校の統合に反対するご意見として、下里小学校を残してほしい、学区域を広げて下里小学校の児童を増やせば良いではないか、市は下里小学校存続のため児童数を減らさないような努力をこれまでしてこなかったなどの声がありました。また、そのほかの意見として、統合するとしても、第十小学校への通学は防犯上の不安がある、家からは第七小学校がすぐ近くなのに第十小学校に行かなければならない。閉校までどのくらいの期間を見込んでいるか、などの声がありました。

しかし、それぞれの立場や考えは異なっているけれども、現在の下里小学校の児童数が少ないことが課題であるという考え方、また、今後、地域懇談会を通じてこの課題を話し合っていくことについては、参加の皆様のご理解が概ね得られたものと考えています。

○直原教育長 ただいまの報告について何かご質問等ありますか。

○尾関委員 雰囲気をお話しになるのは難しいと思いますが、印象として、現時点ではどういう雰囲気でしたか。

○傳学務課長 もちろん、今回が保護者に対して初めての説明ということですので、「ああ、よかった。待ちわびていた」という雰囲気は全くなくて、そういうことなのかということによってショックを受けているというか、「いよいよなのかな」と受けとめられている方が多いような感じがしました。「下里小学校を残してください」という気持ちの方が多いような感じがしました。しかし、説明会が紛糾したということではなく、今後も話し合いをしていきたい、いろいろな意見を聞いてもらいたいという空気が多かったような気がします。

○直原教育長 これも、平成28年度に鋭意懇談会を開催し、学校の適正配置の必要性についてのご理解が得られるように努めていきたいと思っています。

これより非公開の審議に入ります。傍聴の方はご退室願います。

(傍聴者 退室)

---

※第4回臨時会は非公開の人事案件の審議及び報告を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成28年3月29日

教育長 直原 裕（自 署）

署名委員 名取 はにわ（自 署）